

令和6年度 不登校の理解と支援講座

不登校の現状と 支援の視点



島根県教育庁教育指導課
子ども安全支援室



- 1 不登校とは
- 2 不登校等の現状
- 3 不登校児童生徒への支援の在り方について
不登校支援リーフレットより
- 4 今後の取組について
島根県の施策からのヒント・アイディア



1 不登校とは

不登校の定義

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、**児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況**にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。



不登校児童生徒とは

年間30日以上欠席した児童生徒（長期欠席者）を、「**病気**」「**経済的理由**」「**不登校**」「**その他**」の4つに分類した中の「**不登校**」に該当する児童生徒のこと

○「病気」での長期欠席

本人がケガや病気で長期の入院や通院、自宅療養が必要で欠席した場合

○「経済的理由」での長期欠席

家計が苦しくて教育費が出せなかったり、児童生徒が働いて家計を助けなければならなかったりして欠席した場合

○「その他」の長期欠席

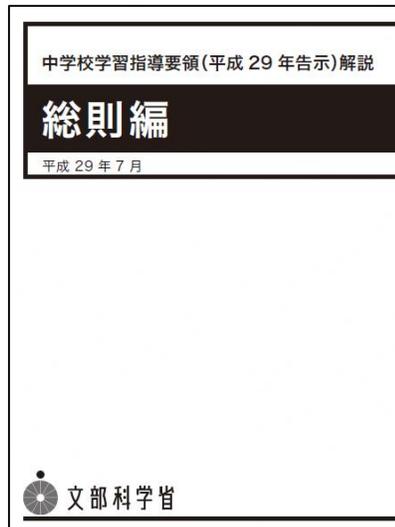
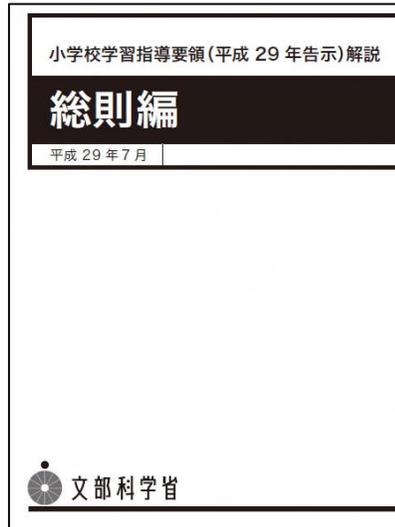
病気、経済的理由、不登校のいずれにも該当しない児童生徒を表し、例えば保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどで長期欠席した場合や、外国への長期滞在、国内外への旅行等のため長期欠席した場合や、連絡先が不明なまま長期欠席した場合や、欠席の理由が病気と不登校など、2つ以上あって、主な理由を特定できない場合

不登校傾向児童生徒とは

- ・年間の欠席日数が30日には至らないが、休みがちで、不登校による30日以上の欠席が懸念される児童生徒
- ・不登校による欠席日数が30日には至らないが、登校しても教室に入ることができずに、保健室や自学室等で過ごしている児童生徒
- ・不登校による欠席日数が30日には至らないが、登校しても教室に入ることができず、一定の場所でも過ごすことができない児童生徒



不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～



第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童生徒の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

(3) 不登校児童生徒への配慮

① 個々の児童生徒の実態に応じた支援

(第1章第4の2の(3)のア)

ア 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

② 不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程の編成

(第1章第4の2の(3)のイ)

イ 相当の期間小中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

※小学校、中学校それぞれの指導要領総則編に「小学校」「中学校」、「児童」「生徒」と表記してあるものを「小中学校」、「児童生徒」としている。



不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～

小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

第4節 児童の発達の支援2 特別な配慮を必要とする児童への指導（略）

不登校は、取り巻く環境によっては、**どの児童にも起こり得ることとして捉える必要**がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、**その行為を「問題行動」と判断してはならない**。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に**寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつ**ことが、児童の**自己肯定感**を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、**登校という結果のみを目標にするのではなく**、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す**必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。



不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～

小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

さらに、不登校児童の状況によっては**休養が必要な場合がある**ことも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する**情報提供**及び**指導要録上の出席扱い**や通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、**必要な情報提供や助言**、**ICT等を通じた支援**、**家庭等への訪問による支援**を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、**安心して学校生活を送ることができるような支援**を行うことが重要である。



不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～

小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師が**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**等の専門スタッフ等と**連携・分担し学校全体**で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「**児童理解・教育支援シート**」等を作成することが望ましい。

※ 中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。



不登校の数を二つに分けて把握する

「継続数」と「新規数」を区別してその推移をたどると異なる状況が見えてくる。

継続数

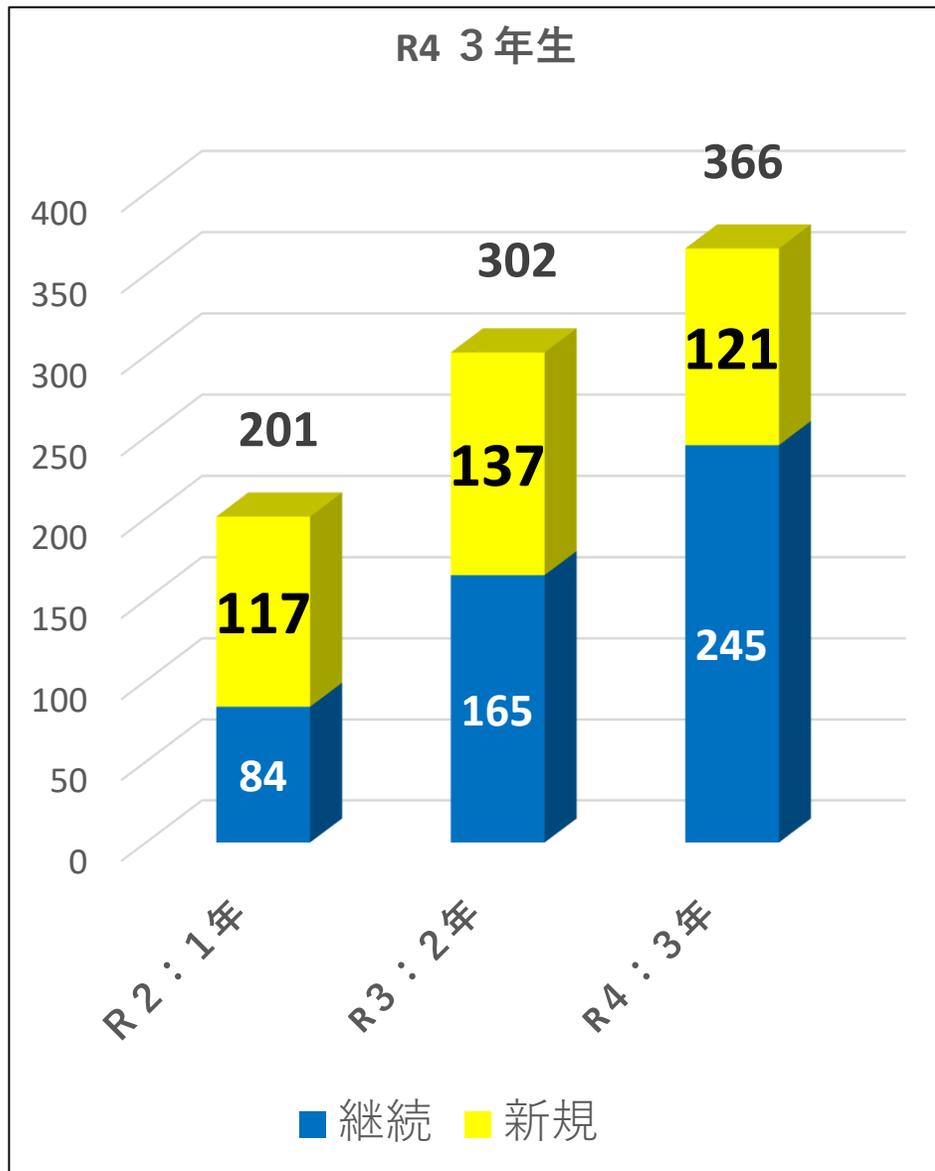
前年度も不登校であった児童生徒の数

新規数

前年度は不登校ではなかった児童生徒の数



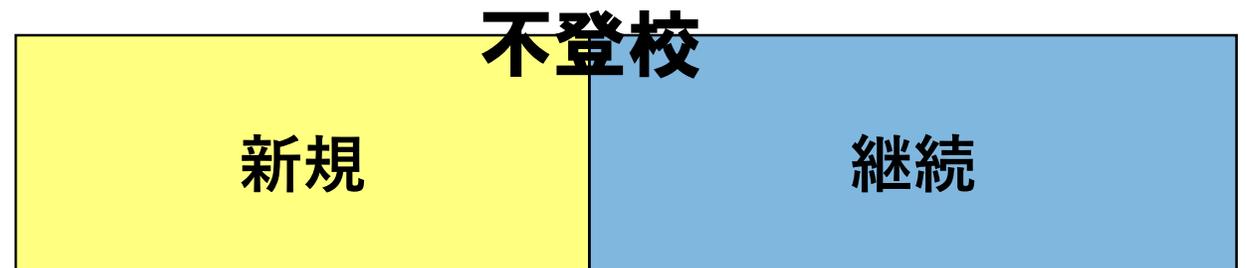
「継続数」・「新規数」から見えるもの



R4年度に中学校3年生になった生徒は、1年生(R1年度)から2年生(R2年度)になるときに継続数が36名(201→165)減少している。つまり36名の不登校が解消している。

しかし、新たに137名が不登校(新規数)になったため、結果的に不登校生徒数は302名となり、前年度より増加している。

同様に、3年生になるときに57名(302→245)が解消しているが、新たに121名が不登校になることで、結果的に302名から366名に増加している。



1 不登校とは

2 不登校等の現状

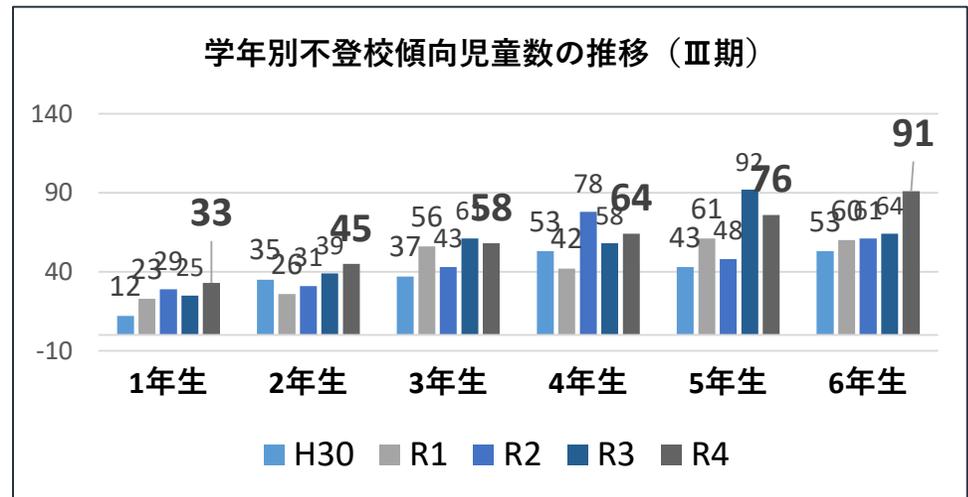
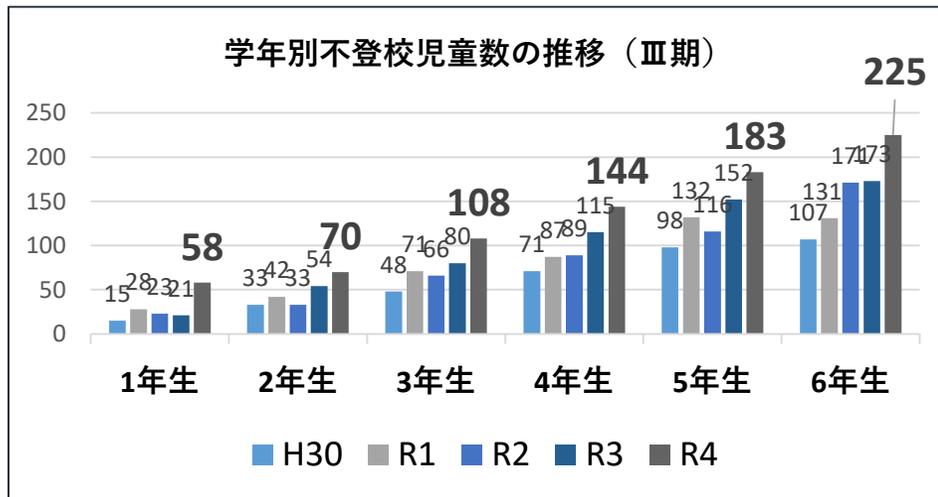
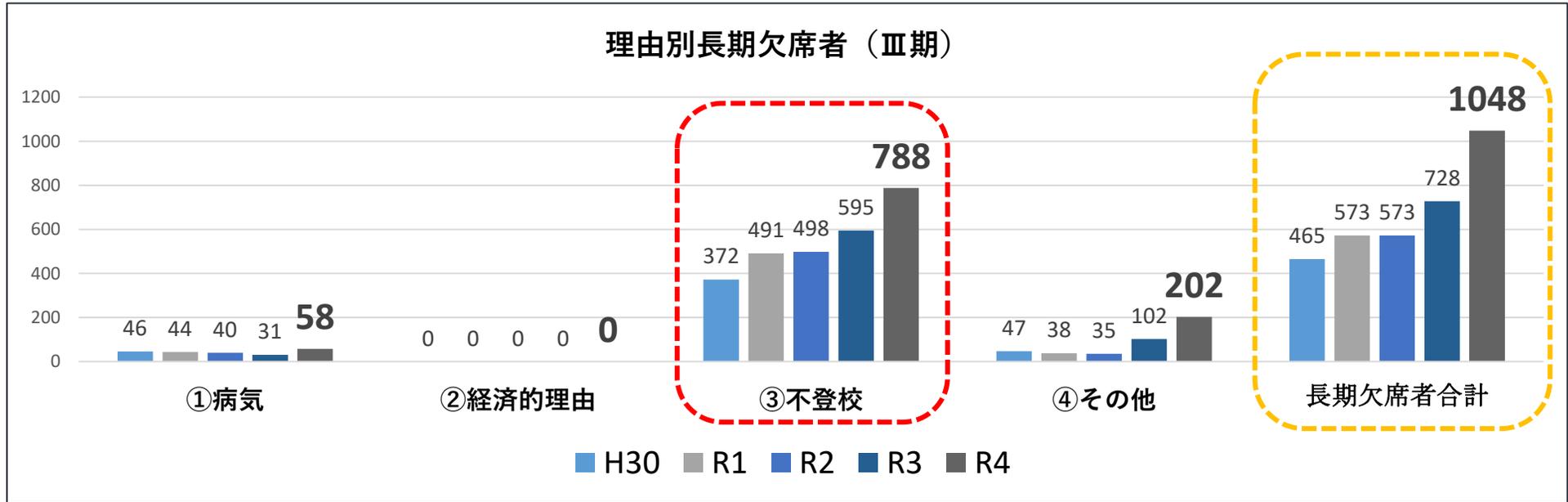
3 不登校児童生徒への
支援の在り方について

4 今後の取組について
(ヒント・アイデア)

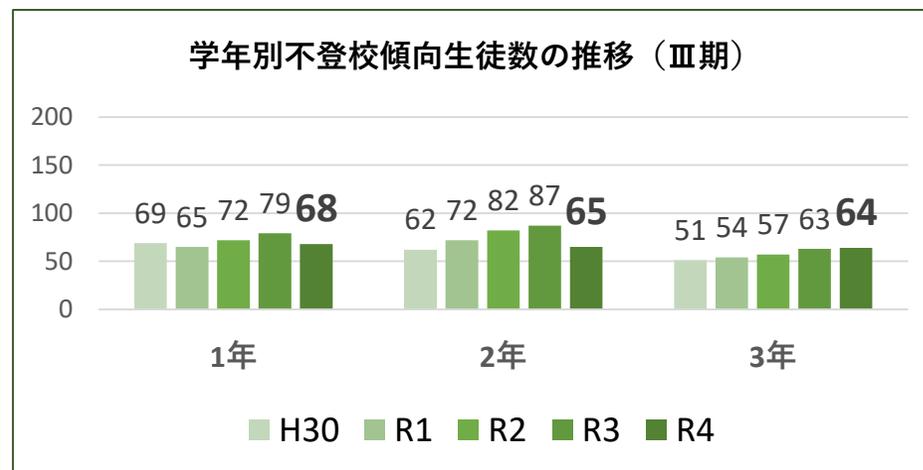
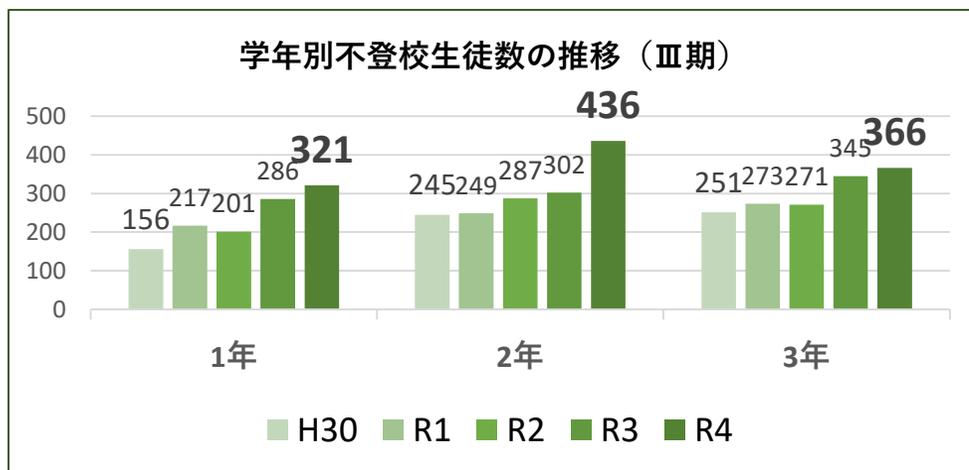
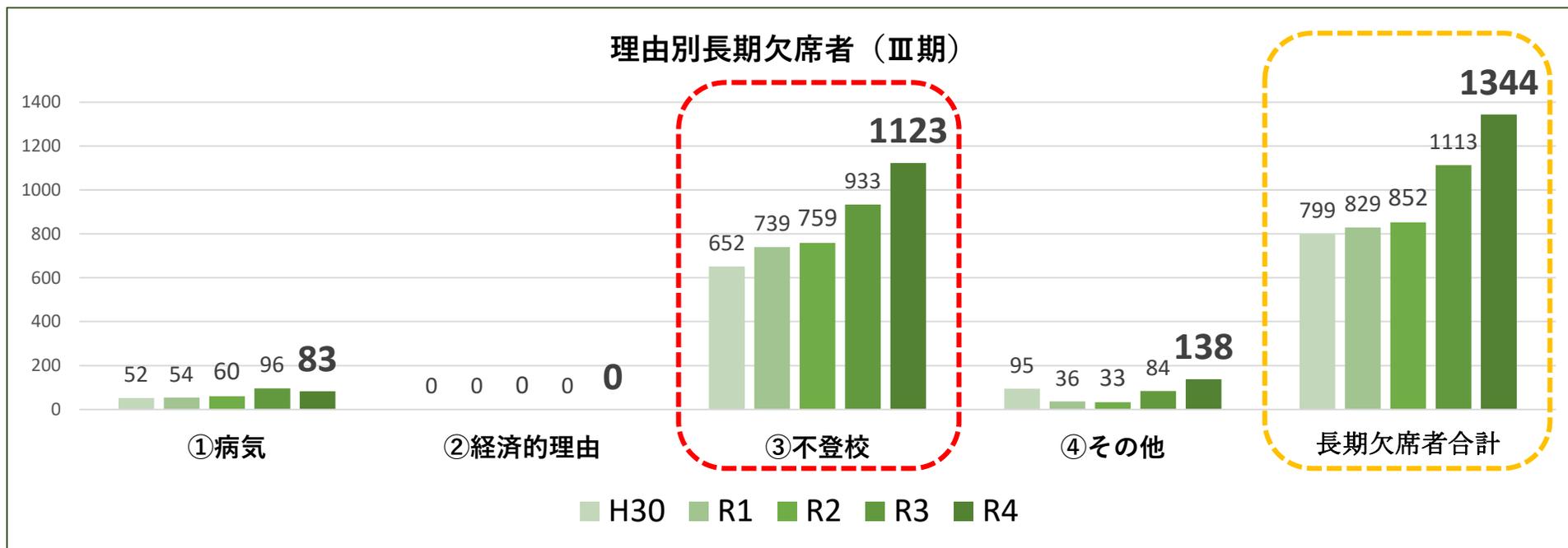
2 不登校等の現状



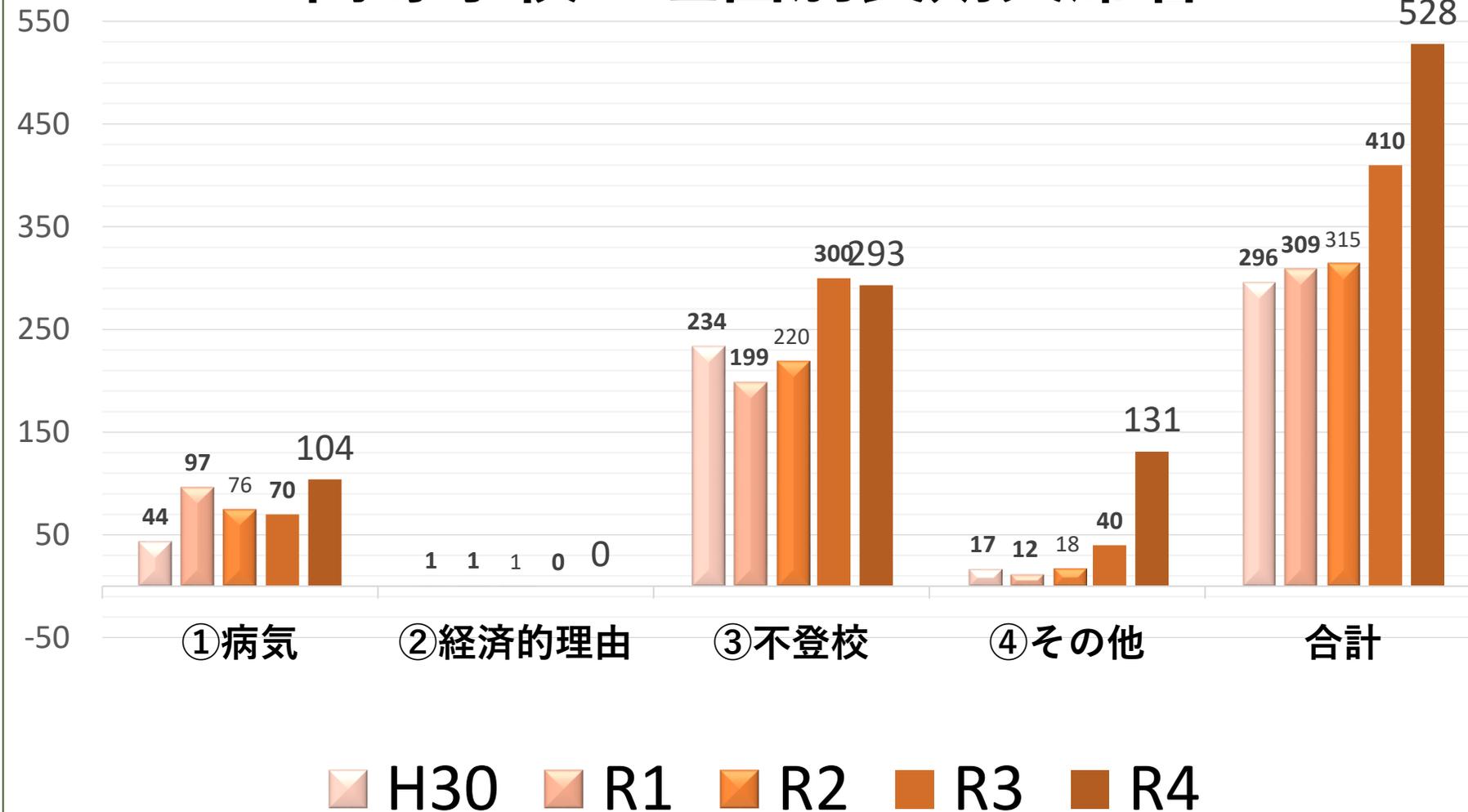
島根県の理由別長期欠席者数(H30～R4小学校)



島根県の理由別長期欠席者数(H30～R4中学校)

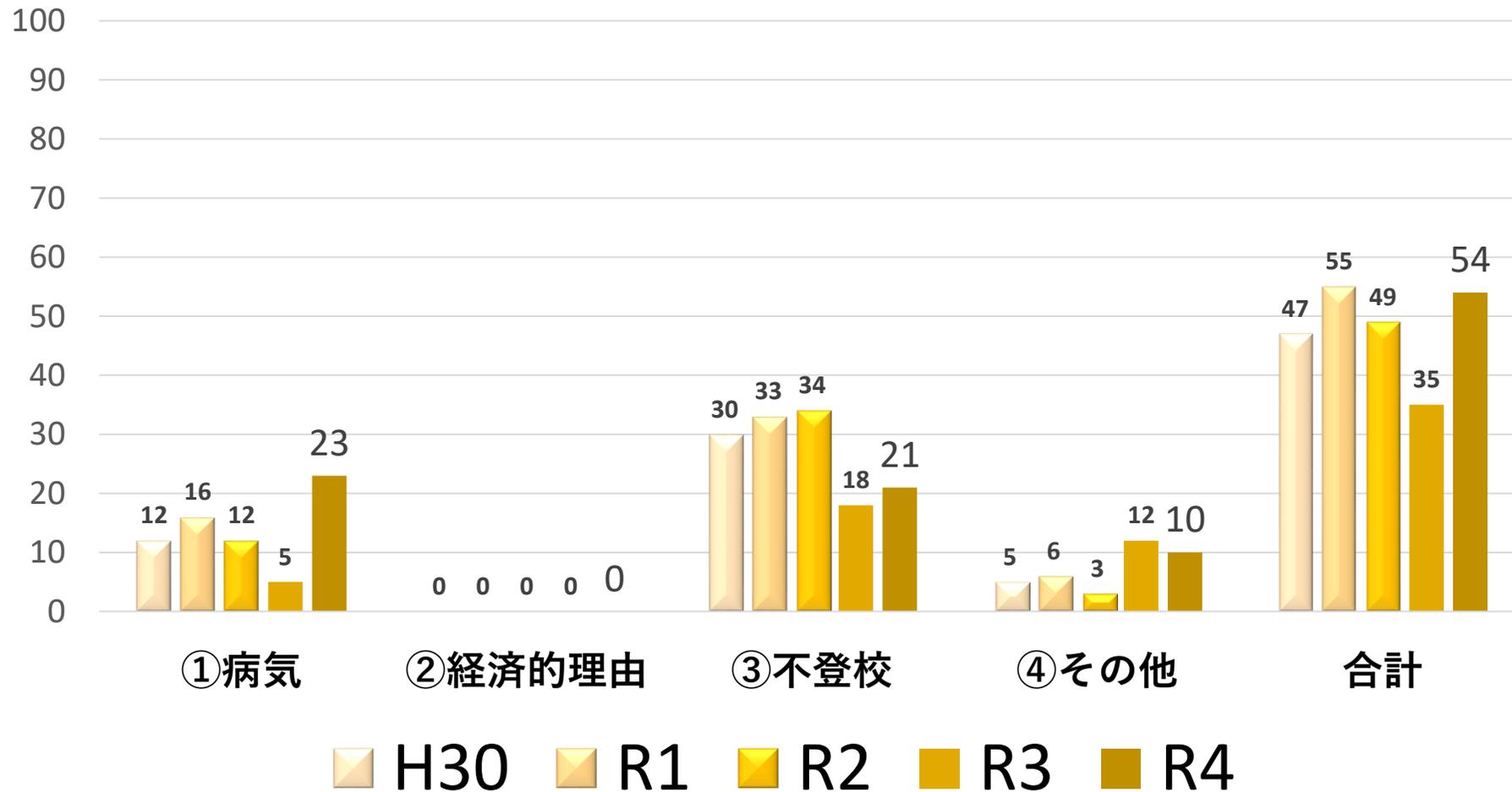


高等学校 理由別長期欠席者



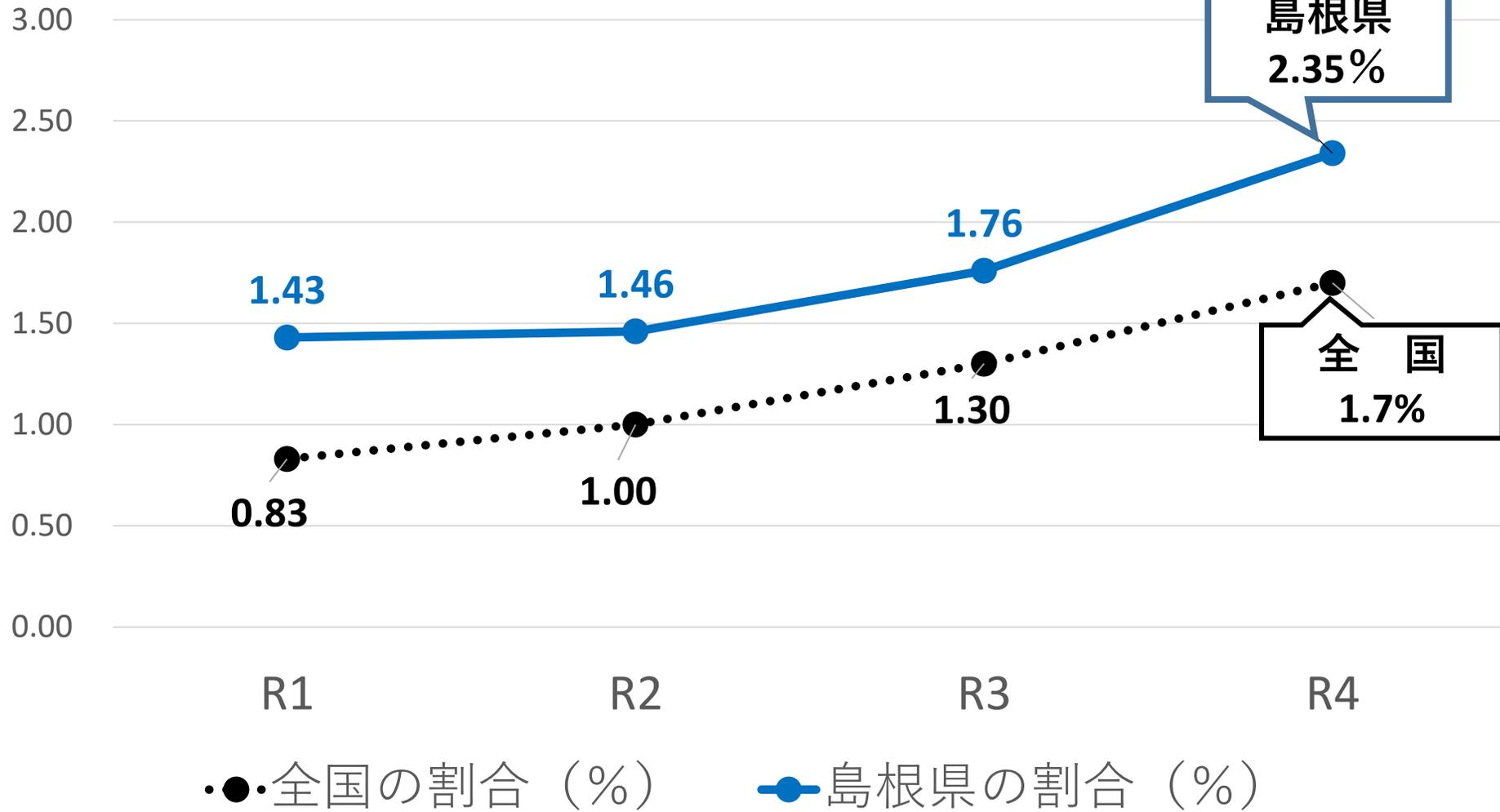
島根県の理由別長期欠席者数(H30～R4特別支援学校高等部)

特別支援学校 理由別長期欠席者



不登校児童生徒数の割合(小学校)

全児童数に対する不登校児童数の割合



不登校児童生徒数の割合(中学校)

全生徒数に対する不登校生徒数の割合

